

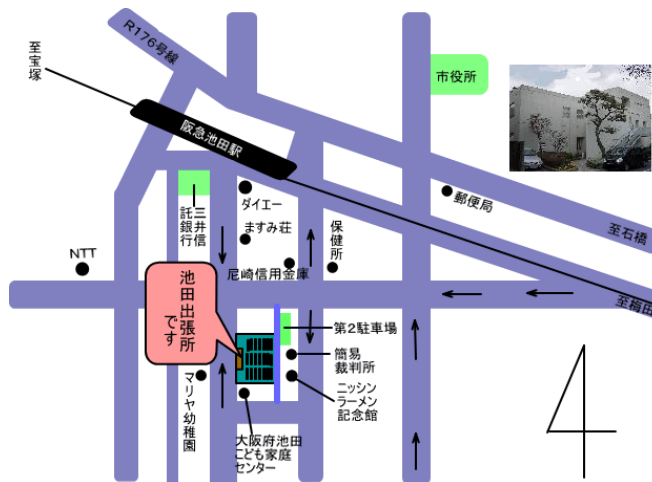
### 相続登記のお願い

この書類は、相続による所有権を変更するものではありません。  
所有権を相続によって変更する場合は、法務局において相続登記の手続きをしていただく必要があります。  
詳しくは大阪法務局池田出張所にご相談ください。

大阪法務局池田出張所  
電話：072(751)3342

【所在地】  
〒563-8567  
大阪府池田市満寿美町9-25

【公共交通機関】  
阪急宝塚線「池田」駅下車  
徒歩5分



### 相続登記のお願い

この書類は、相続による所有権を変更するものではありません。  
所有権を相続によって変更する場合は、法務局において相続登記の手続きをしていただく必要があります。  
詳しくは大阪法務局池田出張所にご相談ください。

大阪法務局池田出張所  
電話：072(751)3342

【所在地】  
〒563-8567  
大阪府池田市満寿美町9-25

【公共交通機関】  
阪急宝塚線「池田」駅下車  
徒歩5分

